

：	終了	：	2024/08/02
：	今すぐ	：	
：	小門 亜優美	：	90%
：		：	0.00
顧客ID:	nc10504498	システム:	CheckEye DX, RC-LS クラウド
医療機関名:	みえひふ科クリニック	カルテ番号:	
完了通知日:		診療年月:	
医療機関コード:	0504498	業務区分:	

ニチイ学館様よりお問い合わせです。

医療機関ID：nc 1 0 5 0 4 4 9 8 7月診療分 患者ID：230441他

ルールID：CC005M0275

同日に皮内反応検査（22箇所以上）と皮内反応検査（21箇所以内）が算定されています。
で不合格となっております。

2024年度診療報酬改定で
D291「皮内反応検査」（1）1か所目から21か所目までについては、1か所につき「1」の所定点数で算定（16点）
（2）21か所目以降については、1か所につき「2」の所定点数により算定する（12点）
と、あります。

医療機関様の算定に誤りはないと思われます。

点検ルールの確認をお願いいたします。

#2 - 2024/08/02 13:24 - 姜 俊豪

- ()新規 フィールドバック() .

- ()姜 俊豪 磯崎 康浩 () .

内容の確認をお願いします。

#3 - 2024/08/02 14:35 - 磯崎 康浩

- ()磯崎 康浩 姜 俊豪() .

D291 皮内反応検査、薬物光線貼布試験、最小紅腫量（MED）測定

1: 21箇所以内の場合（1箇所につき）16点

2 22箇所以上の場合（1箇所につき）12点

診療報酬の算定事項によると、22箇所以上の検査をした場合、22箇所目以降のみ12点で算定する決まりになっています。

【算定の例】

例えば、24箇所の検査を行った場合、

21箇所までは、16点、22箇所目以降は12点なので、

21 箇所 × 16 点 = 336 点
+
3 箇所 × 12 点 = 36 点
= 372 点

となります。

のように算定することになります。

#4 - 2024/08/02 14:51 - 姜 俊豪

- () 姜 俊豪 小門 亜優美() .

- () 0 90() .

, 2024-08-02 14:48:39 .

#5 - 2024/08/09 17:14 - 小門 亜優美

- () フィールドバック 終了() .